

被災者に対する生活支援情報をまとめた ガイドブックについて

令和7年2月21日
東北管区行政評価局

困ったら 一人で悩まず 行政相談

■ 行政相談とは

国の仕事や手続、サービスに関するお困りごとの解決に向けて対応しています



流木がたまってこのままだと危ない！



改善後



いろいろな手続

加入電話契約の契約者本人が死亡した場合の解約手續をホームページでも受け付けてほしいなあ



ホームページでも
解約申込が可能に



どこに相談したらいいのかわからない、相談窓口で解決しない

- 申請先の窓口がわからない
- 相談窓口に行ったけど納得できないなど

(国の仕事に対するご意見も承っています)



行政相談窓口
行政相談のマスコット
「キクーン」

■ ご相談はこちらから（相談無料・秘密厳守）

ご相談は、国民の皆様に身近な「きくみみ」、行政相談委員にお寄せください



きくみみ

（総務省行政相談センター）

管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターの行政相談窓口（全国50か所）



お近くの
きくみみを来訪



行政苦情110番
0570-090110



メール・
オンライン
による相談



行政相談委員

（全国に約5,000人配置）



お近くの
行政相談委員を来訪



行政相談委員
オフィシャル
ウェブサイト



- 総務大臣から委嘱された民間有識者
- 全国の市区町村に1人以上が配置
- 役場、公民館などで定期的に相談所を開設

Govbotについて(ぜひご利用ください！)

国・地方共通相談チャットボット
ガボット
Govbot

ごぶたん

お問い合わせ！
子育てやマイナンバー、医療扶助などのお問い合わせを気軽、
随分遠いと感じるよくある質問にお答えします！

お問い合わせが苦手ですか。相談の相手とアドバイスしてくれるのが、かくさんのかつまちで質問がお聞いにいきまく

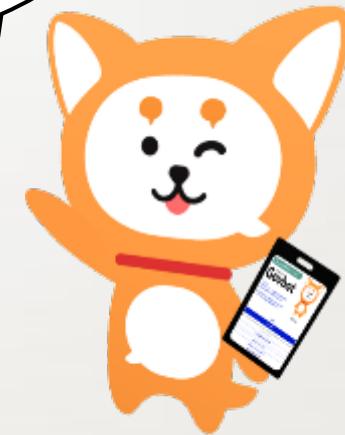
相談相手
チャットを始めよう

お問い合わせを詳しく見る
各種の生活相談や扶助制度支給相談

お問い合わせチャットを直す
Q&Aによるお問い合わせ
お問い合わせを出せるのか？

お問い合わせ！
チャットボットを選びます

子育てやマイナンバーなどの
さまざまな制度、給付金などに
関するよくある質問に
お答えします！



Govbotマスコット
「がぼたん」

アクセスは
こちら→



行政相談における能登半島地震対応(現在も実施中)



特別行政相談所の開設 (1月から石川県内114か所で開設)



生活支援情報をまとめた ガイドブックを避難所等に配布

約2万配布、約8万件のダウンロードあり。現在、第24版

令和6年1月10日 <初版>
令和6年4月10日 <第14版>

**経済省行政相談センター
まくみみ石川**

**令和6年能登半島地震による
災害被災者の皆様への生活
支援窓口案内（ガイドブック）**

令和6年能登半島地震による災害で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報为您提供しております。

【本ガイドブックについて】

- ・ 石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。
情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、石川行政評価事務所ホームページ【トピックス】
(令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口
案内（ガイドブック）)に掲載しています。

石川行政評価事務所HPは[こちら](#)

【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問い合わせやご相談を受け付けております。
お困りになつたことがありましたら、どうぞお気軽にお利用ください。

- 令和6年能登半島地震で被災された方のための
災害専用フリーダイヤル 0120-776-110
- ※ 受付時間：8時30分～17時15分（当面の間は、土、日、祝も受付）
- ※ 回線の状況により、石川行政評価事務所ではなく中部管区行政評価局（名古屋市）
や経済省本省（東京都）の担当窓口につながる場合があります。
- ※ 石川県外の方は、076-264-1100をご利用下さい。
- 行政相談専用ダイヤル
076-264-1100 又は 0570-090110
- （いずれも受付時間は平日 8:30～17:15、受付時間外は留守番電話）
- インターネットは[こちら](#)
- FAX: 076-222-5233

まくみみ石川 ガイドブックに掲載してほしい情報などについて、アンケートを実施しております。

アンケートは[こちら](#)

総務省 石川行政評価事務所
〒920-0024
金沢市西条3丁目4番1号 金沢駅西口同字4階
電話：076-222-5232



「災害専用フリーダイヤル」
設置(1/12～)

現場で把握したニーズや、フリーダイヤル等に寄せられた
ご相談は、内容に応じて、適宜、関係機関に照会・相談して対応

相談受付件数は
約5,400件(石川県内)

関係機関と連携した課題解決事例

罹災証明(2次避難をされている方からのご相談)

輪島市から金沢市などに避難しているが、罹災証明書の申請の際には輪島市の窓口に行かなければいけないのか教えてほしい。

珠洲市に申請した罹災証明書を珠洲市に行かなくても交付してもらえる方法はないか。

内閣府通知を基に、「避難先の自治体が、被災者に代わって被災者の住家が所在する自治体に罹災証明書の申請書を転送」できる旨を案内

珠洲市に照会。「市に来られない場合には、市が申請書に書かれた連絡先に電話するなどして必要な対応を行った上で、郵送することは可能」との回答

仮設住宅(1.5次避難所にある相談所に寄せられたご相談)

輪島市の仮設住宅の申込みをしたいが、母が新型コロナウイルスに感染し、一次的に外出制限をしていたため、輪島市への仮設住宅の申込期限を過ぎてしまった。
輪島市に仮設住宅の申込みはできないか。

その場で輪島市の担当者と携帯電話で連絡を取りつつ、相談者に対し対面で、仮設住宅の電子申請の申込みをサポート

みなし仮設住宅(自治体からのご相談)

ライフラインが途絶しているため、みなし仮設住宅の入居要件に該当するはずだが、それが明確でないため、なかなか仮設住宅の案内ができない。

内閣府から、被災自治体に対して、「ライフラインが途絶している場合にもみなし仮設住宅の入居が可能」である旨を通知。
みなし仮設住宅の申請が進む

マイナンバーカード(2次避難をされている方からのご相談)

避難先の市区町村で、マイナポータルで罹災証明を申請しようとしたところ、暗証番号を3回間違えてロックされてしまった。
避難先の市区町村でマイナンバーカードの暗証番号の再設定をしたいが、住所地市区町村(奥能登地域)の窓口でなければできないとされている。
避難先の市区町村でも再設定できるようにしてほしい。

1/22から特例的に、石川県内的一部の市町の住民の方については、避難先の市区町村の窓口でマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の再設定ができるよう、1/19に総務省から全国の自治体に通知

ガイドブックに掲載されている内容

- ◆ 発災後によく寄せられる困りごとについて、大まかな支援内容と問合せ先を一冊にまとめたもの
- ◆ 国、自治体、関係団体「57機関」が実施している支援内容と問合せ先を掲載
- ◆ 更新頻度は、発災直後の1月は「2~3日に1回」、2月は「週に1回」、3~6月は「月2回」、7月以降「月1回」



↑
最新の
ガイドブック
はこちら

目 次

住まいや身の回りのこと

- 1 罹災証明書の発行 (P.1)
- 2 住宅の応急修理制度 (P.2)
- 3 被災建物の解体・撤去 (P.3)
- 4 住宅確保への支援 (応急仮設住宅(賃貸型・建設型)・公営住宅) (P.5)
- 5 被災宅地等復旧支援事業 (P.7)
- 6 住宅耐震化促進事業 (P.8)
- 7 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P.8)
- 8 2次避難所の利用 (P.9)
- 9 生活必需品の給与・貸与 (P.9)
- 10 災害ごみの処分 (P.9)
- 11 宅内配管・浄化槽の復旧 (P.10)

お金のこと

- 12 生活再建のための支援金 (被災者生活再建支援金) の支給 (P.11)
- 13 地域福祉推進支援臨時特例給付金の支給 (P.13)
- 14 災害義援金の配分 (P.13)
- 15 災害年賀金・災害障害見舞金の支給 (P.14)
- 16 災害援護資金の貸付 (P.15)
- 17 生活福祉資金の貸付 (P.15)
- 18 住宅の建設・補修等の融資 (P.16)
- 19 住宅ローンの返済 (P.16)
- 20 雇用保険失業給付の支給等 (P.17)

役所の手続きのこと

- 21 マイナンバーカードに関すること (P.17)
- 22 自動車に関すること (P.18)
- 23 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合 (P.19)
- 24 国税の特別措置 (P.20)
- 25 県税の特別措置 (P.20)
- 26 市町村税・児童扶養手当の特別措置 (P.20)
- 27 公共料金の減免措置等 (P.21)
- 28 公費解体等を行った建物の滅失登記、登記済証(権利証)の紛失 (P.21)

民間の手続きのこと

- 29 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合 (P.22)
- 30 法律・消費者トラブル等の相談窓口 (P.22)

医療・健康のこと

- 31 こころの悩みや健康に関する相談 (P.23)
- 32 医療機関や介護サービスの利用に関すること (P.23)

教育のこと

- 33 日本学生支援機構 (JASSO) による学生への支援 (P.24)
- 34 学用品の給与、授業料の支援等 (P.24)

事業者の方へ

- 35 事業者を対象とした相談窓口 (P.25)
- 36 農林水産業関係の相談窓口 (P.26)

そのほかの情報

- 37 災害ボランティアの依頼 (P.26)
- 38 特定非常災害特別措置法に基づく措置 (P.27)

<参考資料>

- ・令和6年能登半島地震 石川県庁における相談窓口 (P.29)

りさい 1 罹災証明書の発行 (概要は内閣府HPへ)

◆ 「罹災証明書」は、住宅が被害にあったことを証明するものです。被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。

・ 原則被害にあった住家のみが対象となりますが、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けた証明として罹災証明書や「被災証明書」(市町により「被災届出証明書」、「罹災届出証明書」の名称)を発行する市町もあります。

◆ 片付けや修理の前に、家の被害状況を写真(カメラやスマート)に撮って保存をお願いします。ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

◆ 主な市町における「罹災証明書」の窓口は以下のとおりです。

県内の他の市町へ広域避難された方は、避難先の市町の窓口でも罹災証明書の交付申請を行うことができます。

県外へ避難された方については、石川県危機対策課(076-225-1482)までご相談ください。

◆マイナーポータルでの申請について

・マイナンバーカードを利用して、マイナーポータルからオンラインで罹災証明書の発行を申請できます(なお、マイナーポータルでの申請については、現在、「災害救助法適用市町の一部と野々市及び川北町で申請可能となっています。市町によって対応状況が異なっておりますのでご注意ください。詳くははこち

・申請の際、電子署名が必要となります。電子署名には、署名用の電子証明書として用いるための6~16桁の英数字の暗証番号(インターネットサイトのログイン等の際に利用する数字4桁の暗証番号とは異なります。設定は任意)が必要です。詳くははこち

・「[2]マイナーポータルに関するこ」もご参照ください。

18 住宅の建設、補修等の融資

① 自宅再建利子助成事業

◆ 石川県内で被災し、住宅の新築、購入又は補修を行う場合、住宅融資の利子助成を受かる**自宅再建利子助成事業**があります(地盤・風化・堆積物・特殊地盤などの併用不可)。

◆ 詳しくは、[石川県ホームページ](#)をご覧いただくほか、

コールセンター(076-225-1968:土日祝も受付)にお問い合わせください。



内容

対象者	次の i) ~ iii) の全てに該当する世帯 i)次のいずれかに該当する ア)全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた イ)住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体をした ウ)長期避難世帯として認定された エ)応急仮設住宅等に入居していた ii)石川県内で住宅を再建し、入居日の属する前年の収入が要件を満たす iii)被災者本人又はその親族が住宅再建のため金融機関等から融資を受けている
収入要件	給与収入のみの世帯 給与収入以外の収入がある世帯 23歳未満の被扶養者がいる世帯
金額	借入額、利率及び実際の返済期間に基づき算定した利子相当額 (一世帯当たり上限300万円(交付決定後一括給付))
申請期限	令和6年3月28日(木)まで 住宅再建・入居 6年9月30日(月)まで 令和6年3月29日(金)以降に 入居日から6ヶ月経過した日 住宅再建・入居 又は 9年1月31日(日)のいずれか早い日

② 住宅金融支援機構における融資

◆ 住宅金融支援機構において、自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

◆ 融資の概要は、[住宅金融支援機構ホームページ](#)をご覧いただくか、

次の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
住宅金融支援機構お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)	0120-086-353(祝日除く)

◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。



取組の経緯

総務省の行政相談は、各府省の所掌にとらわれず国民からの困りごとを聞き、解決を図るもの。

→こうした府省横断的な取組の一つがガイドブック。平成28年熊本地震以降、大規模災害が発生した際に実施

具体的な取組内容

昨年1/10から被災市町や避難所、郵便局や社会福祉協議会などに「ガイドブック」をお届け。

約190か所を訪問
2万部を配布

お届けした際に、被災者、職員の声・悩みを聴き、内容に応じて関係機関に繋ぎ、解決につなげる活動を実施。

課題と今後の対応

【課題】

ガイドブックの掲載内容については、発災してから検討し、自治体等に確認いただいている。

→発災直後は自治体等は被災者支援で手一杯であり、負担にならないよう最大限配慮する必要

【今後の対応】

- 発災後、速やかに被災者に情報提供ができるよう、平時から自治体等と情報連携

発災後によく寄せられる困りごと(罹災証明、住宅修理等)を整理し、ガイドブックの掲載内容を「標準化」

- 自治体等にガイドブックを「被災者への情報発信のツール」の一つとして活用してもらうことを「仕組み化」

今般の地震対応の際、情報発信ツールとして活用していただいた自治体等もあり→自治体等の負担軽減

※管区行政評価局等（現場で行政相談を担う当省地方機関）を災害対策基本法第2条第4号に基づく
「指定地方行政機関」に指定することについて、現在、内閣府と調整中

参考資料

令和6年7月25日からの大雨被害を踏まえ、
山形行政相談センターが作成したガイドブック

総務省行政相談センター



令和6年7月25日からの大雨災害による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和6年7月25日からの大雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

このガイドブックは、関係機関の各種相談窓口や支援措置等について、関係機関が提供している情報を当センターが取りまとめたものです。

山形県・市町村の広報誌、ウェブサイトなどもご覧いただきながら、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

また、当センターでは、今回の災害に関して、様々なお問合せやご相談を次のとおり受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

● 電話による相談受付：平日 8:30～17:15

（上記時間帯以外は留守番電話対応となります）

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

※ 一部のIP電話では、ご利用できない場合があります。その場合は、

023-623-1100におかけください。

※ NTTコミュニケーションズ株式会社が定める通話料がかかります。携帯電話の料金定額プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

● 来所による相談受付：平日 8:30～17:15

住所：山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎3階



● インターネットによる相談受付

URL : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

（右のQRコードからもアクセスできます。）

● FAXによる相談受付

023-632-3117

きくみみ山形



【本資料に関する問合せ先】

きくみみ山形（総務省山形行政相談センター）

〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎3階

電話：023-632-3113

FAX：023-632-3117

ご注意

1 このガイドブックは、令和6年9月18日時点の情報で作成しております。

各機関等における支援策等については、隨時、追加・変更し、山形行政監視行政相談センターホームページのトップ画面にある「令和6年7月25日からの大雨災害による被災者の皆様への生活支援窓口案内（山形県版ガイドブック）」に掲載してまいります。

※ 状況が刻々と変化する中、講じられる対策も刻々と変化しており、古い情報が掲載されている場合があること、全ての情報を掲載しているものではないことにご留意ください。

2 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置があります。

（1）災害救助法

今回の大雨による災害においては、山形県内では、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、金山町、巣上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、三川町、庄内町、遊佐町が災害救助法の適用を受けています。

（2）被災者生活再建支援法

今回の大雨による災害においては、山形県内では、9月18日時点で、戸沢村、酒田市及び遊佐町が被災者生活再建支援法の適用を受けています。被害状況の調査に応じて、適用が拡大される場合があります。

目 次

住まいや身の回りのこと

- 1 り災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 2)
- 3 被災住宅の応急修理 (P. 3)
- 4 生活家電の購入補助 (P. 4)
- 5 災害ごみの処分 (P. 6)
- 6 災害復旧作業等のための車両の貸出 (P. 7)
- 7 漫水被害を受けた住家の衛生対策 (P. 8)
- 8 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 8)
- 9 被災された方の温浴施設の入浴料無料 (P. 10)

お金のこと

- 10 生活再建のための支援金の支給 (P. 11)
- 11 見舞金・救助金の支給 (P. 12)
- 12 生活福祉資金の貸付 (P. 13)
- 13 住宅の建設、補修等の融資(灾害復興住宅融資) (P. 14)
- 14 住宅ローンの返済の相談 (P. 15)

役所の手続きのこと

- 15 国税の特別措置 (P. 16)
- 16 県税の特別措置 (P. 17)
- 17 市町村税の特別措置 (P. 17)
- 18 公共料金の減免措置 (P. 18)
- 19 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 18)
- 20 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 19)
- 21 運転免許証の再交付 (P. 19)

民間の手続きのこと

- 22 損害保険の相談(払込猶予、契約内容の照会等) (P. 20)
- 23 生命保険の相談(払込猶予、契約内容の照会等) (P. 21)
- 24 預貯金通帳、印鑑等を紛失した場合 (P. 21)
- 25 消費生活相談の窓口 (P. 22)
- 26 法律相談の窓口 (P. 22)

医療・健康のこと

- 27 医療保険の受診、介護サービスの利用 (P. 24)
- 28 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 24)

教育のこと

- 29 獲得学金の緊急採用、返済期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 25)

事業者の方へ

- 30 山形県商工業振興資金 (P. 26)
- 31 災害復旧貸付 (P. 26)
- 32 セーフティネット保証4号の適用 (P. 27)
- 33 小規模企業共済災害時貸付の適用 (P. 27)
- 34 既往債務の返済条件緩和等の対応 (P. 28)
- 35 中小企業等を対象とした相談窓口 (P. 29)
- 36 農林漁業者向けの相談窓口 (P. 30)

そのほかの情報

- 37 災害ボランティア(災害ごみの片付けの支援など) (P. 31)
- 山形県内市町村連絡先一覧 (P. 32)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が被害にあったことを証明するものです。被災者のための住宅提供、被災住宅の応急修理、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 被害認定調査が行われ、損傷の程度に応じ、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」の区分で「り災証明書」が発行されます。
- ◆ 非住家(店舗など)、建物以外(家財、車両等)の被害については、「被災証明書」(名称は市町村によって異なります。)が発行される場合があります。
- ◆ 制度利用をお考えの方は早めの申請をお願いします。
- ◆ 申請方法、必要書類等の詳細は、各市町村のホームページをご確認いただくか、以下の窓口にお問い合わせください。

【り災証明書の発行担当課】

市町村	申請窓口・電話番号等	参考情報
鶴岡市	防災安全課 0235-35-1204	【窓口申請】 ・鶴岡市役所 6階防災安全課 ・藤島庁舎 2階総務企画課 ・羽黒庁舎 2階総務企画課 ・柳引庁舎 2階総務企画課 ・朝日庁舎 3階総務企画課 ・温海庁舎 3階総務企画課
酒田市	市民課 0234-26-5723	【受付場所】 ・酒田市役所 1階市民課 ・八幡総合支所市民係 ・松山総合支所市民係 ・平田総合支所市民係
新庄市	税務課 資産税係 0233-22-2111 (内線 413・144 ・145・155)	【窓口】 ・新庄市税務課資産税係
尾花沢市	防災危機管理課 0237-22-1111	-

最上町	町民税務課 町民生活室	0233-43-2012	
舟形町	住民税務課	0233-32-0466	
真室川町	町民課 税務係	0233-62-2054 (内線 239・240)	
大蔵村	住民税務課 税務係	0233-75-2103	
鮎川村	住民税務課 税務係	0233-55-2111 (内線 123)	
戸沢村	住民税務課 税務係	0233-72-2326	
三川町	町民課 税務係	0235-35-7026	
庄内町	税務町民課 資産税係	0234-42-0139	【受付場所】 ・庄内町役場 A棟 1階税務町民課資産税係 ・立川総合支所窓口
遊佐町	町民課 課税係	0234-72-5876	※土日祝日の受付は終了しました。 ※吹浦まちづくりセンターでの受付は終了しました。

(注) 上記以外の市町村も罹災証明書の発行に応じている場合がありますので、各市町村の「罹災証明書」発行担当課にお問い合わせください。市町村の連絡先は【山形県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

2 被災者のための住宅提供

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

【県営住宅又は職員公舎の無償提供】

- ◆ 山形県では、被災により住宅に困窮している方を対象に、県営住宅又は職員公舎を無償で提供します。申込みには、罹災証明書が必要になります。
詳細は、以下の窓口にお問い合わせください。

【県営住宅等の担当課】

担当所属名	電話番号	所管地区
村山総合支庁建設部建設課	023-621-8271	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、河北町、大江町、村山市、大石田町
最上総合支庁建設部建設課	0233-29-1420	新庄市
置賜総合支庁建設部建設課	0238-35-9054	米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、白鷗町、飯豊町
庄内総合支庁建設部建設課	0235-66-5639	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町

(注) 各市町村においても公営住宅の一時使用の相談に応じている場合がありますので、各市町村の公営住宅担当課にお問い合わせください。市町村の連絡先は【山形県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

【応急仮設住宅の提供】

- ◆ 山形県では、被災により居住する住宅がない方で、以下(1)～(3)の条件に該当する方に対し、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供します。申込みには、罹災証明書が必要になります。

- | |
|---|
| (1) 令和6年7月25日からの大雨により次の要件のいずれかを満たす方 |
| ① 自宅が全壊又は流出により居住する住宅がない方 |
| ② 半壊（中規模半壊、大規模半壊を含む）であって、住み続けることが困難な程度の痛みや、二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している又は地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたって（1ヶ月以上）自らの住家に居住出来ないと市町村長が認める方 |
| (2) 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方 |
| (3) 災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方 |

- ◆ すでに個人で民間賃貸住宅を契約している方も本支援の対象となる場合もあります。

- ◆ 詳細は、以下の窓口にお問い合わせください。

【応急仮設住宅の担当課】

市町村	申請窓口・電話番号等	備考
酒田市	建設部建築課 公営住宅係 0234-26-5747	【申込み先】 ・建設部建設課 ・八幡総合支所
戸沢村	建設水道課 0233-72-2547	【相談受付時間】 ・平日 午前10時～午後4時 ※事前に電話で予約が必要です。

3 被災住宅の応急修理

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 住宅の応急修理制度は、災害救助法が適用された市町村において、被災された方が元の住宅に引き続き住めるよう、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理を行うものです。

- ◆ 修理限度額は、一世帯当たり

- ①大規模半壊、中規模半壊、半壊の世帯：11万1千円以内
- ②準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：34万8千円以内

◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。

- ① 当該災害により、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の住宅被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方
※ 全壊の場合は、住宅が修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的には対象となりませんが、修理をすることで居住することが可能となる場合は対象となります。
- ② 応急修理を行うことによって、被害を受けた住宅に住み続けることができる見込まれる方

◆ 詳細は、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

(注) 市町村の連絡先は【山形県内市町村連絡先一覧】(最終ページをご参照ください)。

4 生活家電の購入補助

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

◆ 市町村では、住宅の浸水被害により使用できなくなった生活家電製品の新たな購入費用について支援を行います。

詳細は、以下の窓口にお問い合わせください。

【生活家電購入補助の担当課】

市町名	担当部署	電話番号
鶴岡市	建築課	0235-35-1432
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 補助内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象家電製品の購入に係る実支払額の100%（上限額あり） <input type="radio"/> 補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害証明書で住宅が半壊以上の被害（床上浸水で0.1m以上）を受けた世帯 <input type="radio"/> 対象家電製品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯機（補助上限額：6万円） ・ 冷蔵庫（補助上限額：6万円） ・ テレビ（補助上限額：6万円） ・ エアコン（補助上限額：10万円） 	
酒田市	総務部危機管理課	0234-26-5701
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害証明書による住家の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の認定を受けた世帯（世帯主又は同居親族の方が申請可能） <input type="radio"/> 対象家電製品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯機（補助上限額：6万円） ・ 冷蔵庫（補助上限額：6万円） ・ テレビ（補助上限額：6万円） ・ エアコン（補助上限額：10万円） 	

市町名	担当部署	電話番号
	※ 対象家電の購入先について、9月16日までに購入したものは、家電量販店やインターネットからの購入等、個人売買でなければ購入先の条件はなし。9月17日以降に購入するものは、原則、山形県内に本社を置く家電小売事業者から購入したもののみが対象となる。	
真室川町	町民課生活環境係	0233-62-2054
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の罹災証明を受けた方 <input type="radio"/> 対象家電製品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯機（補助上限額：6万円） ・ 冷蔵庫（補助上限額：6万円） ・ テレビ（補助上限額：6万円） ・ エアコン（補助上限額：10万円） 	
	※ 家電購入先は、県内に本店を有する法人か県内に住所を有する個人事業者に限ります（7/25～8/31までの期間においては該当外の店舗であっても補助対象となります）。	
戸沢村	危機管理室	0233-32-0125
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家被害が「半壊以上」となる罹災証明書の交付を受けた方 ・ 上記以外にあって、村長が特に認めた方 <input type="radio"/> 対象家電製品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯機（補助上限額：6万円） ・ 冷蔵庫（補助上限額：6万円） ・ テレビ（補助上限額：6万円） ・ エアコン（補助上限額：10万円） 	
	※ 購入対象の電気店等について、9月1日以降からの購入は「県内に本店を有し県内で事業を営む法人、又は県内に住所を有し県内で主たる業務を営む個人事業主を原則とする。	
遊佐町	総務課危機管理係	0234-72-5895
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書による住家の被害の程度が「床上浸水（準半壊以上）」の認定を受けた世帯 <input type="radio"/> 対象家電製品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯機（補助上限額：6万円） ・ 冷蔵庫（補助上限額：6万円） ・ テレビ（補助上限額：6万円） ・ エアコン（補助上限額：10万円） 	
	※ 申請期限：令和6年9月25日（水）	

(注) 上記以外の市町村も生活家電購入補助の相談に応じている場合がありますので、各市町村の生活家電購入補助担当課にお問い合わせください。市町村の連絡先は【山形県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

5 災害ごみの処分

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 市町村では、被災により発生した災害ごみを、仮置き場等で無料で受け入れています。
- ◆ 市町村によって事前受付が必要な場合、受付時期・受入可能な品目が異なる場合もありますので、持ち込み方法や受入対象となる品目等の詳細は、各市町村のホームページをご確認いただくか、災害ごみの処分担当課にお問い合わせください。

【災害ごみの処分担当課】

市町村窓口	電話番号	備考
酒田市市民部 環境衛生課 管理係	0234-31-0933	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受付日時 午前9時30分から午後4時 ○ 回收場所 <ul style="list-style-type: none"> ・酒田市広栄町3丁目133番地 (広栄町資源ステーション北側) (※1) ・酒田市鶴字銀沢20-1 (旧八幡商店) <p>※1 広栄町災害ごみ仮置き場への持ち込みを希望の方は、事前に市環境衛生課にご連絡ください。</p> <p>※2 旧八幡商店の仮置き場を、9月19日（木曜）、及び20日（金曜）の二日間、持ち込まれたごみの搬出作業のため、受け入れを一時休止します。この二日間に限り、旧工業高校の仮置き場（酒田市宮海字新林400）を午前9時30分より臨時開設します。</p>
新庄市 環境課	0233-23-6112	<p><可燃ごみ（量・布団を含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受付日時 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時 ○ 回收場所 鮎川村大字川口字泉川前山2756-27 (エコプラザもがみ) <p><不燃ごみ・粗大ごみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受付日時 平日及び日曜日 午前8時30分～午後4時 ○ 回收場所 舟形町富田字松原沢3471-31 (リサイクルプラザもがみ) <p>※ 災害ごみを自己搬入する場合は、市が発行する「災害ごみ回明書」が必要です。</p>
最上町 町民税務課 町民生活室	0233-43-2012	災害でゴミが発生して困っている方は、左記窓口までご相談ください。
舟形町役場 住民税務課	0233-32-0155	災害ごみの運搬を希望する方は左記窓口にご連絡ください。
鮎川村 危機管理室	0233-55-2111 (内113)	<p><可燃ごみ（量・布団を含む）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受付日時 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時 ○ 回收場所 鮎川村大字川口字泉川前山2756-27 (エコプラザもがみ)

市町村窓口	電話番号	備考
		<p><不燃ごみ・粗大ごみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受付日時 平日及び日曜日 午前8時30分～午後4時 ○ 回收場所 舟形町富田字松原沢3471-31 (リサイクルプラザもがみ) <p>※ 災害ごみを自己搬入する場合は村が発行する「災害ごみ搬入及び処理許可証」が必要です。</p>
戸沢村 住民税務課		<p>下記のいずれかの方法で処分してください。</p> <p>※ 住民税務課へお申し込みください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業者による個別回収 2. 「エコプラザもがみ」又は「リサイクルプラザもがみ」への搬入 <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ（量・布団含む）→エコプラザもがみ ・不燃ごみ・粗大ごみ→リサイクルプラザもがみ
道佐町 地域生活課 管理衛生係	0234-72-5883	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ごみの受け入れは8月30日（金）をもって終了しました。片付けが終わっていない場合は、以下施設に直接持ち込むか、ごみステーションへの搬出が可能なものについては、指定のごみ袋に入れてごみステーションに出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・酒田地区広域行政組合ごみ処理施設 →もやごみ・粗大ごみの搬入 ・酒田地区広域行政組合リサイクルセンター →資源物・埋立ごみ・水銀ごみの搬入 <p>（注）上記以外の市町村も災害ごみの処分の相談に応じている場合がありますので、各市町村の災害ごみの処分担当課にお問い合わせください。市町村の連絡先は【山形県内市町村連絡先一覧】（最終ページ）をご参照ください。</p>

- ◆ なお、高齢者世帯、障害者世帯など、ご自身で災害ごみの片付けが難しい方にに対するボランティアによる支援の調整を災害ボランティアセンターが行っています。詳細は31ページをご参照ください。

6 災害復旧作業等のための車両の貸出

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 災害復旧作業等のための車両（軽乗用車・普通車）の無償貸出が行われます。貸出期間は、令和6年11月30日（土）までです（長期貸出（軽乗用・普通車）は1ヶ月ごとの更新、短期貸出（軽トラック）は最長3日間）。完全予約制です。

・(一社)日本カーシェアリング協会

電話申込：050-5482-3677（受付時間9:00～16:00（日祝日休み））

web申込：<https://www.japan-csa.org/blog/202407disaster>

7 浸水被害を受けた住家の衛生対策

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 浸水被害を受けた住家の衛生対策のため、市町村では「消毒液の配布」等を行っています。
- ◆ 詳細は、各市町のホームページをご確認いただくか、下記窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】

市町名	担当部署	電話番号
鶴岡市	健康課	0235-22-2111
支援内容	<input type="radio"/> 消毒液の配布及び噴霧器の貸し出し 希望される方には10%塩化ペルザルコニウムを提供いたしますので、健康課までお問い合わせください。 また、噴霧器についても貸し出し可能です（台数に限りあり）。	
酒田市	環境衛生課環境保全係	0234-31-0933
支援内容	<input type="radio"/> 消毒液の配布 床上・床下浸水被害を受けた家庭を対象に消毒液（1戸1本）を配布します。 配布方法：取扱い上の注意事項を記載している「塩化ペンザルコニウム（活性石けん）の使い方」チラシと一緒にお持ちください。 配布場所：市役所本庁舎、各総合支所、環境衛生課 配布時間：平日午前8時30分から午後5時 <input type="radio"/> 手動噴霧器の貸出し 浸水被害にあわれた家庭を消毒するための手動噴霧器を貸し出します。 貸出対象：1世帯1台（連続した貸出しは原則2回まで） 貸出期間：5日間（貸出日を含む。） 貸出場所：八幡総合支所、松山総合支所、環境衛生課（広栄町・管理棟1階） 貸出時間：8時30分～17時	
酒田市	酒田市災害ボランティアセンター	080-6879-9494
支援内容	<input type="radio"/> 家屋乾燥用のサーキュレーターの貸出し 浸水害のあったお宅へ、家屋の乾燥用にサーキュレーターの貸出しをいたします。 台数：1家族5台まで（事前に要電話連絡） 貸出受付時間：午前9時～午後4時 貸出期間：使用日から7日間以内（再度借用を希望の場合は、要再申請） 貸出場所：八幡タウンセンター（酒田市觀音寺下41番地）	
新庄市	環境課	0233-23-6112
支援内容	<input type="radio"/> 疫菌消毒剤及び消石灰の無料配布 床上浸水・床下浸水など、被災された家屋などの洗浄や消毒が必要となる場合があるため、その衛生対策として「疫菌消毒剤」及び「消石灰」の窓口配布を実施しています。	

市町名	担当部署	電話番号
	配布方法：市環境課にご来庁ください。 受付：土日祝日を除く午前9時から午後5時まで	
戸沢村	住民税課	0233-72-2326
支援内容	<input type="radio"/> 消毒の無料配布 戸沢村役場 1階住民税課にて、10%塩化ペンザルコニウム液（500ml）を配布しています。	
酒井町	健康福祉課健康支援係	0234-72-4111
支援内容	<input type="radio"/> 消毒用薬剤の配布 大雨等により住宅に浸水被害が発生した世帯へ、感染予防の必要から、消毒用薬剤を配布します。	
	対象世帯：危機管理係で浸水被害を把握している区域内にある世帯（7月末時点） 配布方法：被害に遭われていて、役場職員から消毒液が届いていない世帯は8/5（月）以降に上記窓口までご連絡ください。	

(注) 上記以外の市町村も住家の衛生対策を講じている場合がありますので、各市町村の衛生対策担当課にお問い合わせください。市町村の連絡先は【山形県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

8 被災住宅の補修や再建に関する相談

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関する相談や困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが住まいのダイヤルを開設しています。

・住まいのダイヤル

ナビダイヤル：0570-016-100
 IP電話等の場合：03-3556-5147
 (受付時間 10:00～17:00(平日))

- ◆ 《注意！》災害時には、それに便乗して、住宅の修理などに関連した悪質商法が多発しています。

お困りの際には、一人で悩まず消費者ホットラインにご相談ください。

・消費者ホットライン

電話(市外局番なしの3桁番号)：188
 (詳細は22ページをご参照ください。)

9 被災された方の温浴施設の入浴料無料

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 下記の温浴施設では、被災された方の入浴料が無料となります。
- ◆ 温浴施設によって、実施期間や対象者が異なりますので、利用にあたっての詳細は、各市町のホームページをご確認いただくか、下記窓口にお問い合わせください。

【温浴施設】

市町名	無料となる施設	備考
酒田市	<input type="radio"/> 八森温泉ゆりんこ	<input type="radio"/> 無料期間 当面の間
	<input type="radio"/> 滝の台温泉鳥海山荘	<input type="radio"/> 対象者 町外の方もご利用できます。
	<input type="radio"/> アイアイひらた	<input type="radio"/> お問い合わせ 酒田市地域創生部交流観光課交流観光事業係 電話 : 0234-25-5809
遊佐町	<input type="radio"/> あぽん西浜	<input type="radio"/> 無料期間 当面の間 <input type="radio"/> お問い合わせ 遊佐町企画課観光物産係 電話 : 0234-72-5886

* ご利用に当たっては、各施設のフロントで必要書類の記入が必要となります。



お金のこと

10 生活再建のための支援金の支給

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

被災者生活再建支援金

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です（被災者生活再建支援法）。住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能です。
- ◆ 令和6年9月18日10時00分時点では、酒田市、遊佐町、戸沢村がこの制度の適用を受けています。被害状況の調査に応じて、適用が拡大される場合があります。

被災者生活再建支援金の支給額

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	支給額	住宅の再建方法	支給額	支給額	
2人以上世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	長期避難世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	大規模半壊世帯	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
1人世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	長期避難世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	大規模半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

- ◆ 詳細は、被災当時に居住していた市町村の被災者生活再建支援金担当課にお問い合わせください。

(注) 市町村の連絡先は【山形県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

山形県・市町村被災者生活再建支援金

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯で、上記の被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯の方々（基本的に中規模半壊以上（例外あり））に、山形県と市町村が支援金を支給し、生活の早期再建を支援する制度です。
- ◆ 山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給額は、上記の被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額と同額です。
- ◆ 詳細は、被災当時に居住していた市町村の山形県・市町村被災者生活再建支援金担当課にお問い合わせください。

(注) 市町村の連絡先は【山形県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

11 見舞金・救助金の支給

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 災害により被災した方に見舞金・救助金が支給されます。
- ◆ 詳細は、以下の窓口にお問い合わせください。

【見舞金・救助金 担当課】

市町村名	担当部署	電話番号
新庄市	成人福祉課地域福祉係	0233-29-9117
災害により被災された世帯のうち、災害見舞金の対象となる世帯の方には市成人福祉課よりご案内を差し上げます。		
<input type="radio"/> 受付期限：令和6年10月31日（木曜日）まで <input type="radio"/> 受付窓口：成人福祉課窓口 8:30～17:15（平日） <input type="radio"/> 災害見舞金及び宅慰金の金額 死亡1人につき：50,000円 負傷1人につき：3,000円		
支援内容	被害の区分	金額
	全焼、全壊	50,000円
	大規模半壊	40,000円
	半焼、中規模半壊	30,000円
	半壊	20,000円
	準半壊	10,000円
	準半壊に至らない（一部損壊）	3,000円

市町村名	担当部署	電話番号
戸沢村	危機管理室	0233-32-0125
<input type="radio"/> 見舞金の基準等 (1) 住家の流失・全壊・大規模半壊・中規模半壊：1世帯につき、原則として30万円 (2) 住家の半壊・床上浸水：1世帯につき、原則として20万円 (3) 住家の床下浸水：1世帯につき、原則として10万円 <input type="radio"/> 交付スケジュール 交付決定に至った対象者は、9月末日より段階的に交付（半月毎）		
(注) 上記以外の市町村も災害見舞金等を支給している場合がありますので、各市町村の災害見舞金等担当課にお問い合わせください。市町村の連絡先は【山形県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。		

- ◆ なお、山形県では、被害の程度に応じて「山形県災害見舞金」を交付します。交付対象者には、山形県から連絡があります。（国の被災者生活再建支援金や山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯は交付対象外となる場合があります。）

12 生活福祉資金の貸付

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。

- ◆ 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。

【緊急小口資金】

- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、貸付を行う制度です。
 - ・貸付限度額：10万円以内
 - ・貸付利子：無利子
- 緊急小口資金の償還期限は、据置期間（通常：2ヶ月以内）終了後、12ヶ月以内です。

【福祉費（災害援護費）】

- 災害を受けたことにより臨時に費用が必要となった低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、貸付を行う制度です。（災害援護資金の対象となる世帯は適用除外）
 - ・貸付限度額：150万円以内
 - ・貸付利率：
 - ①連帯保証人を立てた場合：無利子
 - ②連帯保証人を立てない場合：年1.5%
 - 福祉費（災害援護費）の償還期限は、据置期間（通常：6ヶ月以内）終了後、7年以内です。
- ◆ 詳細は、お住まいの市町村の社会福祉協議会又は県社会福祉協議会にお問い合わせください。
 - ・山形県社会福祉協議会：023-622-5699

社会福祉協議会名	電話番号	社会福祉協議会名	電話番号
【西村山】			
寒河江市社会福祉協議会	0237-83-3220		
【北村山】			
村山市社会福祉協議会	0237-52-0321	尾花沢市社会福祉協議会	0237-22-1092
【最上】			
新庄市社会福祉協議会	0233-22-5797	鮎川村社会福祉協議会	0233-55-3653
舟形町社会福祉協議会	0233-32-2733	真室川町社会福祉協議会	0233-64-1515
大藏村社会福祉協議会	0233-75-2111	金山町社会福祉協議会	0233-52-2099
戸沢村社会福祉協議会	0233-72-2112	最上町社会福祉協議会	0233-43-3180
【鶴岡・田川】			
鶴岡市社会福祉協議会	0235-24-0053	・朝日福祉センター	0235-53-2795
・藤島福祉センター	0235-64-3100	・温海福祉センター	0235-43-2114
・羽黒福祉センター	0235-62-4534	三川町社会福祉協議会	0235-66-4410
・柳引福嗣センター	0235-57-5300		
【酒田・飽海】			
酒田市社会福祉協議会	0234-23-5765	庄内町社会福祉協議会	0234-43-3066
・八幡支部	0234-64-3765	・立川福祉係	0234-56-3373
・松山支部	0234-62-2843	遊佐町社会福祉協議会	0234-72-4715
・平田支部	0234-52-2260		

13 住宅の建設、補修等の融資(災害復興住宅融資)

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金又は補修資金について、金利等を優遇した災害復興住宅融資を行っています。
借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。詳細は、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - ・住宅金融支援機構お客様センター（災害専用ダイヤル）
フリーダイヤル：0120-086-353
(受付時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く。))

14 住宅ローンの返済の相談

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 被災された方の住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳細は、借入先の金融機関にお問い合わせください。
また、借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・全国銀行協会相談室
ナビダイヤル：0570-017109 (IP電話等の場合：03-5252-3772)
(受付時間 9:00~17:00 (祝日及び銀行の休業日を除く。))



役所の手続きのこと

15 国税の特別措置

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 災害により期限までに申告・納税等ができないとき（交通途絶等）は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2ヵ月以内の範囲で、申告等の期限が延長されます。
- ◆ 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- ◆ 災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法か、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
山形	023-622-1611	山形市、上山市、天童市、東村山郡
寒河江	0237-86-2244	寒河江市、西村山郡
米沢	0238-22-6320	米沢市、南陽市、東置賜郡
長井	0238-84-1810	長井市、西置賜郡
村山	0237-53-2151	村山市、東根市、尾花沢市、北村山郡
新庄	0233-22-5111	新庄市、最上郡
鶴岡	0235-22-1401	鶴岡市、東田川郡
酒田	0234-33-1450	酒田市、飽海郡

16 県税の特別措置

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 災害により被害を受けたときなどには、被害の程度に応じ、納税者の申請により、納税の猶予、減免、申告期限等の延長が認められる場合があります。
- ◆ 制度や手続等の詳細については、最寄りの総合支庁税務担当課にお問い合わせください。

事務所名	電話番号	管轄区域
村山総合支庁課税課	023-621-8139	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
村山総合支庁納税課	023-621-8135	
村山総合支庁納税課 西村山税務室	0237-86-8209	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町
村山総合支庁納税課 北村山税務室	0237-47-8621	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町
最上総合支庁税務課	0233-29-1226	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
置賜総合支庁税務課	0238-26-6013	米沢市、南陽市、高畠町、川西町
置賜総合支庁税務課 西置賜税務室	0238-88-8209	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町
庄内総合支庁税務課	0235-66-5422	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町

17 市町村税の特別措置

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳細は、各市町村の税務担当課にお問い合わせください。

(注) 市町村の連絡先は【山形県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

18 公共料金の減免措置

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

◆ 電気、ガス、電話等について、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各事業者にお問い合わせください。

◆ N H Kでは、災害救助法が適用された区域内で、建物が半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、申出に基づき、令和6年7月から8月までの2ヵ月間、受信料を免除しています（8月以降に申請した場合でも7月にさかのばって適用となります）。

詳細は、N H Kにお問い合わせください。

ナビダイヤル：0570-077-077

I P電話等の場合：050-3786-5003

（受付時間 9:00～18:00（土・日・祝日も受付））

19 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時等に、上記書類を紛失している場合、他の手段で本人確認することになります。

◆ 詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
山形地方法務局	023-625-1321	山形市、上山市、天童市、東村山郡（山辺町、中山町）
村山出張所	0237-53-2812	村山市、東根市、尾花沢市、北村山郡（大石田町）
寒河江支局	0237-86-3258	寒河江市、西村山郡（河北町、西川町、朝日町、大江町）
新庄支局	0233-22-7528	新庄市、最上郡（金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮎川村、戸沢村）
米沢支局	0238-22-2148	米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡（高畠町、川西町）、西置賜郡（小国町、白鷹町、飯豊町）
鶴岡支局	0235-22-1003	鶴岡市、東田川郡（三川町）
酒田支局	0234-25-2221	酒田市、東田川郡（庄内町）、飽海郡（遊佐町）

20 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。

(注) 年金手帳は、令和4年4月に廃止されたため、基礎年金番号通知書が発行されます。

◆ 国民年金保険料について、災害等によって財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難となった場合は、ご本人からの申請に基づき、保険料が免除される制度があります。

また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予を受ける制度があります。

◆ 詳細は、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ナビダイヤル：0570-05-1165

I P電話等の場合：03-6700-1165

（受付時間 8:00～19:00（月）、8:30～17:15（火～金）、
9:30～16:00（第2土曜日））

◆ 最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
山形年金事務所	023-645-5111	山形市、上山市、天童市、東村山郡
寒河江年金事務所	0237-84-2551	寒河江市、村山市、東根市、西村山郡
新庄年金事務所	0233-22-2050	新庄市、尾花沢市、北村山郡、最上郡
鶴岡年金事務所	0235-23-5040	鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡
米沢金事務所	0238-22-4220	米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡、西置賜郡

21 運転免許証の再交付

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

◆ 自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付手続があります。

◆ 詳細は、運転免許センター、管轄の警察署又は分庁舎にお問い合わせください。

【山形県総合交通安全センター】

電話番号：023-655-2150（受付時間：平日 10時～11時、14時～15時）



民間の手続きのこと

22 損害保険の相談(払込猶予、契約内容の照会等)

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険会社では、今回の災害により災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の手続や保険料の払い込みを、猶予しています。
 - ・ 継続契約の締結手続き猶予
災害救助法の適用日から2か月後の末日（2024年9月末日）までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて、2024年9月末日まで猶予します。
 - ・ 保険料の払込猶予
災害救助法の適用日から2か月後の末日（2024年9月末日）までに払い込むべき保険料の払込について、2024年9月末日まで猶予します。
- ◆ 詳細は、ご契約の損害保険会社・損害保険代理店又は次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
ナビダイヤル：0570-022808
(受付時間 9:15～17:00 (月曜～金曜 (祝日除く))
 - ・ 災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊・流失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛けかりを失った方は、次の窓口にお問い合わせください。原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。
 - ・ 日本損害保険協会 自然災害等損害保険契約照会センター
フリーダイヤル：0120-501331
(受付時間 9:15～17:00 (月曜～金曜 (祝日除く))

23 生命保険の相談(払込猶予、契約内容の照会等)

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、① 保険料払込猶予期間の延長（最長6か月）、② 保険金・給付金、契約者賃付金の簡易迅速なお支払いの特別取扱いを実施しています。
詳細は、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 生命保険協会は、災害救助法が適用された地域において被災した契約者について、家屋等の流失・消失等により生命保険契約に関する手掛けかりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会に対応します。（災害地域生命保険契約照会制度）
詳細は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 生命保険協会 災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル：0120-001731
(受付時間 9:00～17:00 (月曜～金曜 (祝日除く))
 - ・ かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約については、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ かんぽコールセンター
フリーダイヤル：0120-552-950
(受付時間 9:00～21:00 (月曜～金曜 (祝日除く))、
9:00～17:00 (土日・祝日))

24 預貯金通帳、印鑑等を紛失した場合

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、通帳、保険証書や印鑑等を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金の払い戻し、保険金の請求等ができます。
詳細は、各金融機関、証券会社、保険会社等にお問い合わせください。
- ◆ 郵便貯金でも、通帳・証書等や印鑑をなくされた被災者の方への払い戻しを実施しています。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ ゆうちょコールセンター
フリーダイヤル：0120-108420
(受付時間 9:00～19:00(平日)、9:00～17:00(土日・祝日))

25 消費生活相談の窓口

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。
悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。特に最近は「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。
- ◆ お困りの際には、一人で悩まず消費者ホットラインにご相談ください。
 - ・ 消費者ホットライン（全国統一番号）
電話（市外局番なしの3桁番号）：「188（いやや）」
※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。
- ◆ 消費者ホットライン（188）のほか、直接、各地の消費生活センター等に相談することもできます。

消費生活センター	電話	受付時間
山形県消費生活センター	023-624-0999	平日 午前9時～午後5時
置賜消費生活センター	0238-24-0999	平日 午前9時～午後5時
最上消費生活センター	0233-29-1370	平日 午前9時～午後5時
庄内消費生活センター	0235-66-5451	平日 午前9時～午後5時

26 法律相談の窓口

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

【法テラス】

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、解決に役立つ法制度や適切な相談窓口のご案内などを行っています。
詳細は、法テラスにお問い合わせください。

- ・ 法テラス山形
ナビダイヤル：0570-078381
(受付時間 9:00～17:00(平日))

- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて法制度や相談機関・団体等を紹介します。

- ・ 法テラス・サポートダイヤル
ナビダイヤル：0570-078374（おなやみなし）
(受付時間 9:00～21:00(平日)、9:00～17:00(土曜))

【弁護士会】

- ◆ 山形県弁護士会では、今回の豪雨災害により県内で被災された方を対象とした無料電話法律相談を開始し、被害状況の把握及び法的ニーズ等の確認をして、今後の支援活動等の検討を進めることとしています。
- ◆ 具体的には、住宅ローン等の取扱い、近隣関係のトラブル、修理業者等とのトラブル、罹災証明書の認定内容、各種補助金等の適用の有無など、今回の豪雨災害によって生じた全ての困りごとについてご相談いただけます。

- ① 「令和6年7月豪雨災害」被災者向け無料電話法律相談（コールバック方式）
相談方法：下記電話番号は、受付専用の電話番号となります。受付後、相談担当者から折り返しご連絡のうえ電話法律相談を実施します。

受付番号：023-635-3648
受付時間：平日午前9時～午後5時
実施期間：令和6年9月30日（月）まで
※ 状況により期間を延長する場合あり

- ② 県内各地の法律相談センター（予約制の面談相談）

相談方法：山形県弁護士会が設けている法律相談センター（酒田市、鶴岡市、新庄市、山形市、米沢市）では、豪雨災害に関する相談について無料で法律相談を行える制度があります。相談ご予約の際にその旨お申し出ください。

受付番号：023-635-3648
受付時間：平日（水曜日以外）午前9時～午後5時、
水曜（夜間相談日）午前9時～午後6時30分
※ 祝祭日、年末年始を除く

- ◆ 詳細は、山形県弁護士会（023-622-2234）にお問い合わせください。



医療・健康のこと

27 医療保険の受診、介護サービスの利用

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となる場合があります。
- ◆ 被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- ◆ 詳細は、ご加入の各保険者にお問い合わせください。

28 こころの悩みや健康に関する相談

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

・こころの健康相談ダイヤル（山形県精神保健福祉センター）
電話：023-631-7060
受付時間：平日 9時～12時、13時～17時

・よりそいホットライン（被災者専門ライン）
フリーダイヤル：0120-279-338
(ガイツソが始まった後「8」を押してください。)
相談時間：10時～22時



教育のこと

29 奨学金の緊急採用、返済期限猶予、JASSO支援金の受付

* 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、1. 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用・貸与奨学金の緊急採用・応急採用、2. 奨学金返還者からの減額返還・返還期間猶予の額定、3. 居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を受け付けます。

1. 給付奨学金の家計急変採用／貸与奨学金の緊急採用・応急採用
・対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付又は貸与を希望する方
・申先：在学している学校を通じて申し込む。

2. 減額返還・返還期限猶予

・対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方
・申先：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出

3. JASSO災害支援金

・対象者：災害により学生等本人やその父母等が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方（外国人留学生を含む）。
・申込：在学している学校を通じて申し込む。

- ◆ 奨学金に関しては、以下窓口にお問い合わせください。
・独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金相談センター
ナビダイヤル：0570-666-301
(受付時間 9:00～20:00(祝日年末年始除く))



事業者の方へ

30 山形県商工業振興資金

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 大雨により被害を受けた中小企業者を対象に、山形県商工業振興資金により、復旧に必要となる設備資金及び運転資金について融資を利用することができきます。

山形県商工業振興資金	
貸付対象者	建物、設備等の事業用資産について被害を受け、今後3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが想定される中小企業者
対象地域	災害救助法の適用を受けた市町村
貸付限度額	8,000万円
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）
利率	年1.6%（固定）

- ◆ 詳しくは、山形県産業労働部商業振興・経営支援課金融係（023-630-2135）にお問い合わせください。

31 災害復旧貸付

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資しています。

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円（注1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（注2）	
金利（T/1現在、貸付期間5年の場合）	1.45%	1.50%

（注）1 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度の融資限度額に上乗せされる金額です。
2 国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。
中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

- ◆ 詳細は、日本政策金融公庫（連絡先は「35 中小企業等を対象とした相談窓口」（29ページ）をご参照ください。）にお問い合わせください。

32 セーフティネット保証4号の適用

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、今般の大震の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号が適用されます。

セーフティネット保証4号	
対象	・指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること ・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること
保証条件	①対象資金：経営安定資金 ②保証割合：100%保証 ③保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠） ④保証人：原則第三者保証人は不要

- ◆ 信用保証協会において、セーフティネット保証4号の事前相談を開始します。詳細は、信用保証協会（連絡先は「35 中小企業等を対象とした相談窓口」（29ページ）をご参照ください。）にお問い合わせください。

33 小規模企業共済災害時貸付の適用

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付が適用されます

小規模企業共済災害時貸付	
対象	以下全ての要件を満たす共済契約者。 ①小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時までに12か月以上の掛金を納付している（貸付限度額が50万円以上）。 ②災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所を有

	<p>し、当該災害の影響により次の(1)又は(2)の要件に該当する旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けている。</p> <p>(1)被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けている</p> <p>(2)当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれる</p>
貸付条件	<p>①貸付限度額： 原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</p> <p>②貸付利率：年0.9%（令和6年7月26日現在）</p> <p>③貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヶ月 500万円以上 60ヶ月</p> <p>④償還方法：6ヶ月ごとの元金均等割賦償還</p> <p>⑤担保、保証人：不要</p> <p>⑥借入窓口：商工組合中央金庫本・支店</p>

- ◆ 詳細は、中小企業基盤整備機構共済相談室（電話：050-5541-7171）にお問い合わせください。

34 既往債務の返済条件緩和等の対応

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 国から、山形県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徵求の弾力化などについて、今回の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請されています。
- ◆ 各機関の窓口にお問い合わせください。

35 中小企業等を対象とした相談窓口

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 被災した中小企業・小規模事業者の方々を対象とした相談窓口が設置されています。29～33の貸付け、既往債務のご返済などについて、次の相談窓口でご相談をお受けしています。

機関名	支店名	連絡先
日本政策金融公庫	山形支店（中小企業事業）	023-641-7941
	山形支店（国民生活事業）	0570-006754
	酒田支店（国民生活事業）	0570-007419
	米沢支店（国民生活事業）	0570-007787
商工中金	山形支店	023-632-2111
	酒田支店	0234-24-3922
山形県信用保証協会		023-647-2247
山形商工会議所		023-622-4666
酒田商工会議所		0234-22-9311
鶴岡商工会議所		0235-24-7711
米沢商工会議所		0238-21-5111
新庄商工会議所		0233-22-6855
長井商工会議所		0238-84-5394
天童商工会議所		023-654-3511
山形県商工会連合会		050-3540-7211
山形県中小企業団体中央会		023-647-0360
全国商店街振興組合連合会		03-3553-9300
山形県よろず支援拠点		023-647-0708
中小企業基盤整備機構東北支部企業支援部企業支援課		022-716-1751
東北経済産業局 産業部中小企業課		022-221-4922
山形県産業労働部 商業振興・経営支援課		023-630-2135

36 農林漁業者向けの相談窓口

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に、融資や返済に関する相談窓口を設置しています。

相談窓口の設置場所	連絡先	備考
日本政策金融公庫山形支店 (農林水産事業)	023-625-6135	【受付時間】 ・平日午前9時～午後5時
農林中央金庫山形支店	023-641-6319	

- ◆ 山形県は、大雨に伴う農作物被害の実態を把握し、的確な支援策を講じていくため、大雨による農作物等被害に関する農林水産関係相談窓口を設置しています。

相談窓口の設置場所	連絡先	備考
県庁農林水産部農政企画課	023-630-3315	【設置期間】 ・7月29日から当面の間
村山総合支庁産業経済部農業振興課	023-621-8396	【受付時間】 ・平日午前8時30分 ～午後5時15分
最上総合支庁産業経済部農業振興課	0233-29-1314	
置賜総合支庁産業経済部農業振興課	0238-26-6052	
庄内総合支庁産業経済部農業振興課	0235-66-5507	

- ◆ 詳細は、山形県農林水産部農政企画課（023-630-3659）にお問い合わせください。



そのほかの情報

37 災害ボランティア(災害ごみの片付けの支援など)

※ 令和6年9月18日10時00分時点の情報です。

- ◆ 高齢者世帯、障害者世帯など、ご自身で災害ごみの片付けなどが難しい方に対するボランティアによる支援の調整、また、ボランティア活動を希望する方の募集を、災害ボランティアセンターが行っています。
- ◆ 支援対象となる世帯や、募集しているボランティアの対象などの詳細は、山形県社会福祉協議会（電話：023-622-5805）又は各市町村の災害ボランティアセンターにお問い合わせください。

依頼先	連絡先	備考
酒田市ボランティアセンター 八幡タウンセンター	080-6879-9490	
新庄市社会福祉協議会 ボランティアセンター	0233-22-5797	【受付時間】 平日8時30分～17時
最上町ボランティアセンター	8月30日をもって活動を終了し閉所	
戸沢村ボランティアセンター	090-2955-2114	【受付時間】 平日8時30分～15時
鮎川村ボランティアセンター	8月23日をもって活動を終了し閉所	
庄内町ボランティアセンター	0234-56-3373	【受付時間】 平日9時～17時
遊佐町ボランティアセンター	080-5559-7991	

- ◆ 高速道路を利用して災害ボランティアに参加される方を対象に、高速道路の無料措置が適用になっています。適用を受けるためには、あらかじめ「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」の準備が必要です。手続方法など詳しくは、以下のサイトでご確認ください。

災害ボランティア車両 高速道路通行証明書発行サイト：
<https://exvolunteer.jp/VoUsr020/termsDisplay?disasterNos=124001>

市町村連絡先一覧

- ◆ 各市町村の令和6年7月25日からの大雨による災害に関するお問い合わせの際は、下記をご参考にしてください。
※ 災害救助法が適用された市町村のみ掲載しております。

市町村名	電話番号（代表）	郵便番号	所在地
鶴岡市	0235-25-2111	997-8601	鶴岡市馬場町9番25号
酒田市	0234-22-5111	998-8540	酒田市本町二丁目2番45号
新庄市	0233-22-2111	996-8501	新庄市沖の町10番37号
寒河江市	0231-86-2111	991-8601	寒河江市中央1丁目9-45
村山市	0237-55-2111	995-8666	村山市中央一丁目3番6号
尾花沢市	0237-22-1111	999-4292	尾花沢市若葉町一丁目2番3号
金山町	0233-52-2111	999-5402	最上郡金山町大字金山324-1
最上町	0233-43-2111	999-6101	最上郡最上町向町644
舟形町	0233-32-2111	999-4601	最上郡舟形町舟形263番地
真室川町	0233-62-2111	999-5312	最上郡真室川町大字新町124-4
大蔵村	0233-75-2111	996-0212	最上郡大蔵村大字清水2528
鮎川村	0233-55-2111	999-5292	最上郡鮎川村大字佐渡2003番の7
戸沢村	0233-72-2111	999-6401	最上郡戸沢村大字古口270
三川町	0235-66-3111	997-1301	東田川郡三川町大字横山字西田85
庄内町	0234-43-2211	999-7781	東田川郡庄内町余目字町132-1
遊佐町	0234-72-3311	999-8301	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地